

平成 3 0 年

## 第 2 回 忠 岡 町 議 会 臨 時 会 議 録

開 会 平成 3 0 年 7 月 2 3 日

閉 会 平成 3 0 年 7 月 3 1 日

忠 岡 町 議 会

平成30年 第2回忠岡町議会臨時会会議録（第1日）

平成30年7月23日午前10時、第2回忠岡町議会臨時会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 前田 弘議員	3番 北村 孝議員
4番 前田 長市議員	5番 是枝 綾子議員	6番 河野 隆子議員
7番 三宅 良矢議員	8番 藤田 茂議員	9番 和田 善臣議員
11番 高迫千代司議員	12番 森 政雄議員	

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	原田 毅	町長公室次長	明松 隆雄
住民部長	軒野 成司	産業まちづくり部長	藤田 裕
健康福祉部長	東 祥子	教育部長	柏原 憲一
消 防 長	森野 博志	教育部理事	土居 正幸
消防次長	山田 忠志		

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
係 長	長谷川太志

(会議の顛末)

議長 (前田 長市議長)

おはようございます。

本日の出席議員は、議員数 11 名中 10 名出席でありますので、会議は成立しております。

議長 (前田 長市議長)

ただいまから平成 30 年第 2 回忠岡町議会臨時会を開会いたします。

議長 (前田 長市議長)

これより、会議を開きます。

(「午前 10 時 00 分」開会)

議長 (前田 長市議長)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

はい。議長。

議長 (前田 長市議長)

局長。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

平成 30 年第 2 回忠岡町議会臨時会議事日程について、ご報告申し上げます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 所管事務調査の報告

日程第 4 議案第 41 号 平成 30 年度忠岡町一般会計補正予算 (第 2 号) について

日程第 5 議案第 42 号 平成 30 年度忠岡町一般会計補正予算 (第 3 号) について

以上でございます。

議長 (前田 長市議長)

第 2 回忠岡町議会臨時会の招集に当たり、町長より挨拶の申し出があります。

発言を許します。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (前田 長市議長)

町長。

町長（和田 吉衛町長）

おはようございます。暑い日と言うよりも猛暑の日が続いております。また6月18日大阪北部地震や7月に入っての水害が西日本で発生しております。被災地の皆様方にはお見舞い申し上げます。とともに1日の早い復旧をお祈りいたします。併せて議員各位のご健勝にお祈り申し上げます。この度、臨時会の開催をお願いいたしましたところ、議長をはじめ議員皆様のご出席を賜りありがとうございます。さて、今議会の案件はスポーツセンターとクリーンセンターの件であります。一度廃止を考えた施設ではありますが、しっかりとリニューアルを考え提案であります。よろしくお取計らいのほどお願いしたいと思っております。もうひとつのクリーンセンターの焼却方法も現在と同様に10年間の長期包括の方式でいきたく、提案した次第であります。これまでにいただいた議員各位思い、提案については紳士に受け止めてはいますが、それを実行できず、また焼却方法等々切りかえなどもできなかったことは私の責任にあります。しっかりと総括していかなければならないと思っております。とは言うものの平成31年4月以降の焼却方法を定める判断時期となりましたので、現在進行中の方式をいかすことが本町の財政負担並びに公害発生にも努力ができたことなど取り組んできた実績の成果、地域住民の皆様とのトラブルも少なかったことなどからして時期も長期包括整備運営管理事業として債務負担行為を議決していただけるものを願うものであります。どうか提案いたします案について、ご審議賜りたく、お願いして挨拶いたします。よろしくお願いいたします。

議長（前田 長市議長）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、8番・藤田 茂議員、9番・和田 善臣議員を指名いたします。

議長（前田 長市議長）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、臨時会の会期は本日より7月31日までの9日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議長）

異議なしと認めます。

よって、会期は、7月31日までの9日間と決定いたしました。

議長（前田 長市議長）

日程第3 所管事務調査の報告を行います。

総務事業常任委員会委員長 北村 孝議員より報告の申し出がありますので、発言を許します。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前田 長市議長）

北村委員長。

総務事業常任委員会委員長（北村 孝議員）

議長のお許しをいただきましたので、ただいまから総務事業常任委員会で実施した所管事務調査について、会議規則第76条の規定により報告いたします。

本委員会として、臨時会に向けて、争点となる部分をあらかじめ整理する必要がありましたので、7月4日に所管事務調査を行いました。

調査の審議内容といたしまして、クリーンセンター整備運営事業委託契約等について並びにクリーンセンター大規模改修（延命化）工事・整備に係ることについて審議しました。

クリーンセンター整備運営委託契約等については、来年の3月で終了するクリーンセンターの長期包括の運転管理の契約の終了に当たっては、どのような形で返してもらうのか、そして、その後の1年間の保証をどのようにしてもらうかを中心に審議しました。

この件についての理事者側の回答は、事業終了後1年間に発生した機器類の補修整備等は、設備、装置、機器等が良好な状態を求めているが、ただし書では継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化、通常の経年劣化によるものを除くとしている。事業終了後に継続するに当たって、次の事業者が平成31年度に計画すべき保証内容であり、現行の受託者については事業終了後の1年間は性能を保証できれば良いということでありました。

この内容を本町の法律相談の弁護士にお聞きしたところ、一般的によくある内容で、法的に問題はないということを確認しているということでした。

次に、クリーンセンター大規模改修（延命化）工事・整備に係ることについては、今後の長期包括の中に含まれる大規模改修（延命化）7億6,900万円の工事費を中心に審議しました。

この件についての理事者側の回答は、延命化工事という部分は焼却炉を10年運転してきてかなり劣化が進んでいる部分を、さらに10年近くもつような、いわば引き続き長期的に運転できるように機能回復する工事のことである。

本町の炉は1炉運転で、工事となると、運転をとめながらの作業となる。現状では管理運営の部分と工事が密接に関係していることから、同時で行かざるを得ないということでありました。また施設の骨格を形成する機器の部分については平成20年、平成21年に

工事をしてから、当初の機器が耐用年数10年のものが多く、今回で耐用年数を迎える。主に電気計装の部品の製造中止とか、ほかの部品も廃番の機器も多く、今後、その部品の調達が困難になる場面が想定され、万が一の故障で施設が停止しないためにも、その部分を新たに延命化工事に入れることによって長期的に安定して確実にごみ処理ができるとのことでした。

以上が委員会での主な審議内容ですが、詳細につきましては各会派に会議録をお配りしておりますので、後ほどご覧ください。

(三宅議員：入場)

次に、各委員から出された意見についてであります。

まず、はじめに三宅 良矢委員の意見といたしましては、契約期間が長期間に及ぶことに関しては賛成の立場であります。ただし、契約内容に関してと、これまでの契約に向けての過程に疑義が存在します。

1点目は長期契約に及びかつ金額が莫大となるのに、財政的な試算をしないという事である。本来であれば契約に向けての最重要判断材料となるシミュレーションである。これが示されない中で責任ある判断を強いるという事は、議会において財政シミュレーションできるコンサルタントを雇えばいいという行政メッセージとも受け取れてしまいます。構造物として大丈夫かということだけで追認できることは大変困難です。この部分に関する重要性は伝えていましたが未だかつて明瞭な回答をいただいております。ただ「コンサルは安いからいい」という方向性のみです。

2点目は広域化を見据えた際の契約期間中における途中終了に関しての方向性の回答が示されていない。これもこれまでお聞きしましたが明確な回答はいただいております。臨時議会にて示されることと考えています。

臨時議会に備えて本委員会では3点の質問へ集約しました。

1点目はクリーンセンター整備運営委員会の最終答申を経て議会に上げてくるか。議会に上げて審議終了後に修正という事はないか。

これについては最終確認という意味で返すことはないという回答をいただきました。

2点目はコンサルタント入札後に財政負担シミュレーションを免除したことについての責任者はという質問に対して、担当課長の独自判断という回答をいただきました。

3点目は示してきた維持補修履歴やスケジュールにおいて、修繕サイクルが平成29・30年と抜けている項目が多い。加えて長期包括後の平成41年後のスケジュールリングと修繕サイクルが結びついて示されない。これについては後日回答説明すると回答いただきました。

さて近年は住民より、大きな契約や事故等が起こったのちに、損害が生じさせたのは〇〇議員が賛成したことにも責任の一端があるという形で直接民事訴訟にて訴えられるという事案が多く発生しています。つまり賛否に加わった議会議員が個人として応分に訴えら

れるということです。

少なくとも首長及び職員に関しては、刑事事件になるような重過失や背任などではない限り、勤務時間内に出廷し弁護書類なども役所内にて対応することが可能であります。しかし、議会議員は時間に縛られない反面、守ってくれる組織がないために自身の弁護書類を揃える事だけに関しても、役所に対してさえも情報公開請求を用いてしないとイケないなど、訴訟を受けけることの時間的・金銭的リスクは高いといえます。

手取り月額報酬18万円で裁判にて訴えられるリスクを冒して、疑義や過程における問題に明確に回答がもらえないまま、首長や行政に付度して賛成することはできません。つまり、この事からいえる事は、上記の疑義や過程について明確な回答がない限り契約に賛成することは大変困難であると言えます。

今後の審議過程においてこれらが明確にかつ納得できる事になることを切に願い、誰に対しても説明できる内容となるように臨時議会において諮っていきます。

次に、杉原 健士委員の意見といたしましては、7月3日の町長からの説明会を踏まえ、10年経って、また10年の長期包括に向けての論議をすることになろうとは、よもや思っておりませんでした。

説明会の中で「広域には行けない」ということが、この議案の判断材料の1つと考える。仮に7億6,900万円の大規模改修工事費を含めた長期包括の議案が否決となった場合の代替案も環境部局のほうで考えていただいて、画期的なお話で前へ進めていただけることを期待している。

次に、前田 長市委員の見解といたしましては、クリーンセンターの整備運営管理事業について、広域化を断念した以上、長期包括 10年が、最も良いと思います。

1炉で運転する為、短期（1年）での運転は、停止する場合がでてくると思います。長期の停止も想定されます。長期（10年）での運転は、計画的にできるし、安定するコストも安くなると思います。大規模改修費については、最小限におさえていただき、延命化工事をするほうがよいと思われます。住民の大事な税金ですので、住民サービスに支障のないようよろしくお願いいたします。

次に、是枝 綾子委員の見解といたしましては、今日の総務事業常任委員会開催の目的のひとつは、クリーンセンター整備委員会が現在の長期包括運転管理委託契約について、良かったと評価しているが、長期包括契約の大事なところである契約終了時と終了後1年間については十分議論されていないので、議会としてこの問題をチェックする必要があったこと、二つ目は、焼却炉の大規模改修から10年しか経過していないにもかかわらず、7億6,900万円もかけて延命化工事を計画していること、三つ目は、町当局は「ごみ処理施設保全等計画」を3月議会に出したと言っているが、3月議会の予算委員会も済んだ3月議会終了間際の3月22日の全員協議会に初めて出したものであり、この7月の臨時議会でもう採決しようとしているため、議論する場が必要であったからである。

また、6月議会の一般質問において、「契約終了後1年以内に町が計画するところは、受託者は修理しなくても良い」としていることについて、町は「調べさせていただく」との答弁でしたので、回答をいただく必要があった。

委員会の質疑で明らかになったことは、現在の10年間の長期包括契約の35億7,000万円のうち、平成21年度にされた大規模改修費は町の予定価格算出根拠では消費税抜きで15億円だったが、受託者の実際の大規模改修費は約10億5,000万円であり、差額の4億5,000万円は受託者の利益となったことである。

次に、明らかになった点は延命化工事をしなければ来年4月からの長期包括契約に応募してくる企業が無いのか確認したところ、絶対条件ではないことがわかった。

3点目は、31年度から延命化工事を計画してしまえば、来年3月末の契約終了時点で修理しなくても良いのかの問いに、当然、補修すべきところはしてもらおうということであった。現在の受託者は延命化工事の費用負担をしなくても良いという解釈であるというものであった。

4点目は、企画提案書には、「終了約1年前に設備点検を実施し、本事業終了後1年にわたり施設を安定的に補修を行います」とあるが、平成29年度にすでに点検が実施され、結果が出ており、事業終了後の整備・補修計画の受託者からの提案はすでに、町に提案されていることが分かった。それも、広域化の話があるにもかかわらず、今後、10年間の計画の提案であることがわかった。その資料は委員会に出すとのことであった。

町は、延命化工事の理由に、耐用年数が10年のものが多いということを理由にしているが、耐用年数はあくまでも「参考」と書いており、157カ所中、15～20年のものが一番多く、10年のものは49カ所であった。10年を超えても使用している個所もあり、延命化工事の必要性の理解が得られるものではない。

忠岡町は財政が厳しいと言って低い住民サービス、高い保険料・公共料金、そして職員の給与カットを行い、まだこれからも健全化策を続けるという中、延命化工事の7億6,900万円の支出は見直しをすべきである。ごみ処理の広域化を進めることを最優先に取り組み、大規模改修よりも修理で対応することが望ましい。多額の工事は、長期包括契約に含めず、地方自治法に基づき、別途、一般競争入札に付すべき案件である。

10年前の大規模改修工事の予定価格15億円のところが、10億5,000万円しか支出されていない工事であることは、今回の延命化工事に影響しているのではないかの疑義がある。

今委員会において忠岡町は、重要な資料の提出を約束されている。資料提供を受けてのさらなる議論が必要である。

次に、高迫 千代司委員の意見といたしましては、大阪府下で流動床炉のごみ焼却場は忠岡町と岬町・熊取町だけです。

岬町は33年、熊取町は26年延命化のための大規模改修は行っていませんし、長く安

定的に稼働しています。忠岡町同様1炉で運転する岬町は11～20年、21～30年と安い修理費で運転管理を行っており、将来修理費が高くなるという心配も起こっていません。10年前に焼却炉を新しく作った忠岡町がなぜ7億円もの延命化工事なるものが必要なのか理由が分かりません。両町との違いは職員が運転管理をしているか民間業者がしているかだけです。現地の調査もしていただいていますから、その効果を活かしていただきたい。岬町や熊取町にできて忠岡町でできないはずがありません。

担当の職員さんの一層の努力をお願いします。併せて技術職がない課題は忠岡町の利益にかなうコンサルを入れて厳しくチェックしてもらうことが必要です。

また延命化工事はこれまでの例からすると、現在運転管理の共同企業体に随意契約される可能性が高い。特定の企業を利することがあってはならない。

以上申し上げ、7億円の延命化工事は中止され、住民の暮らしの予算に回されることを強く求めます。

各委員の意見は以上であります。長時間に及ぶ活発な議論、審議でありました。理事者側から臨時議会をもたれるとのことから、議案書、参考資料の提出を願い継続審議といたします。

以上で報告を終わります。

平成30年7月23日

総務事業常任委員会  
委員長 北村 孝

議長（前田 長市議長）

委員長報告は以上のとおりであります。

ただいまの委員長報告に対するご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議長）

ご質疑ないものと認め、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議長）

それではこれをもって所管事務調査の報告を終わります。

議長（前田 長市議長）

日程第4 議案第41号 平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第41号 平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

本件は、現行の忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業が平成30年度末に終了することにより、新たに平成31年度から10年間の長期包括整備運営管理業を行うため、債務負担行為の設定を行うものでございます。

なお、契約期間は、平成30年度から平成40年度までとし、限度額は、31億5,000万円と定めるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前田 長市議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議長）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

先ほどの総務事業常任委員会の意見にもありましたように、またこのような論議が10年経ってなされるというふうなことは10年前には想像すらしておりませんでした。すでにその10年前から忠岡町のごみの焼却については広域化を忠岡町も、そして私たちも意見として上げて検討はいたしておりましたが、まだ期は熟していない。こういうことで広域に行くことはできない。そして残った方法は5万人という規模や面積400平方キロメートル条件以上でなければ国の補助金がでないということもあり、そして当時は新たな借金をする体力もないということもあってこの長期包括という提案が出てまいりました。しかしその時でも、その10年間にごみの処理は広域化をしていく。そのための長期包括である。このような説明がなされておりました。そして、その長期包括が当時論議されていたのは、プロポーザル方式でより多くの業者が集まっていたいただいて、忠岡町にとって有利な提案をしてもらう。そのことで、競争原理が働いてこのお金ももっと安く済むでしょう。このように説明をいただいていたわけですが、実際はその当時運転管理をしていた業

者が1社だけということになってしまっていて競争原理は全く働きませんでした。これが私たちが得た10年前のもっとも大きな教訓です。この教訓を踏まえるならば、今度も本当にこの債務負担行為でプロポーザル方式をとって新たな業者が本当に来るのだろうか。非常に疑問符を付けざるを得ません。私たちが本当にそうしたことがまた10年経って繰り返されるといふこの懸念を非常に大きく持っています。後ほどこの案件は委員会で付託して論議が深められるということですから、その根拠などについてもその場でちゃんとお聞きかせをさせていただきたいというふうに思っています。今日お聞きしたいのはこの忠岡町が泉北環境整備組合との話し合いを凍結した理由、これを7月3日忠岡町の説明会なるものがもたれましたけど、その場では何ひとつ資料がなく、口頭で説明があっただけでした。そして具体的に資料が出て説明されたのが、7月18日の総務常任委員会協議会でありました。そこで、お聞きをしたわけですけど、この決定理由というのはこの1枚の裏表に書かれた第2回臨時会の資料6、「忠岡町クリーンセンター運営方針決定に至る経過について」というものでありますが、この2頁目に決定理由というものが書かれています。

「泉北環境整備施設組合と処理委託について協議を重ねたが、委託経費及び受入年度などの重要事項がまとまらないことから、処理委託の実現性はない」それを理由にしているけれど、実際は理由はここではなく忠岡町が10年間の長期包括を新たに計画をする。そして、その中には7億6,900万円の延命化という莫大な工事費が含まれていてそれを10年間で分割をしなければ金額が高くなる。もしくはこの5年で広域化の話しを進めて話が成就しますと、後の5年分の費用については一括償還しなければならないという場面がやってまいります。そうしたことを避けるために広域化の話しを凍結して10年間の長期包括を進めるというふうに忠岡町自身が判断をしてやったということが正しいことではないのでしょうか。するとこの決定理由というのは文書はですね、これは、泉北環境整備施設組合に対していわば失礼な書き方になるというふうに思います。これは資料そのものを訂正されるというおつもりはありませんでしょうか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議長）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

先ほども申し上げたとおり、私がお答えさせていただいた部分が正解でございますので、そういう形でご理解いただきたいと思います。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議長）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

私がお答えしたというのは私が2回目に説明した忠岡町の理由によるものだということであればですね、この決定理由は修正されるべきだというふうに思います。それについてお聞きしているんです。2回目もまともにお答えいただいているというふうに思いませんので、その点を明確にお答えいただきたいと思います。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議長）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

高迫議員仰せのとおり修正させていただきますということを申し上げているとお考えいただきたいと思います。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議長）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

そうするとこの理由について修正はいただけるんでしょうね。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議長）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

先ほど申し上げたとおり修正させていただきます。

議長（前田 長市議長）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第2項の規定により、総務事業常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議長）

異議ないものと認め、本件は総務事業常任委員会に付託することに決定いたしました。  
本件に係る審査の結果報告については、今期臨時会の最終日をお願いいたします。

議長（前田 長市議長）

日程第5 議案第42号 平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第3号）について  
を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第42号 平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

本件は、設計を進める中において、吊り天井の耐震化方法を改めること、及び、エレベーター等の補修を追加する必要が生じたため、補正するものでございます。

今回の補正予算額は3,486万8,000円でこれを補正することにより、予算総額は65億4,451万9,000円となります。

歳入につきましては、第9款 地方交付税で、普通交付税6万8,000円を計上、第20款 町債で、スポーツセンター整備事業債3,480万円を計上。

歳出につきましては、第10款 教育費でスポーツセンター耐震化等整備工事実施設計及び工事監理業務委託料565万2,000円を減額、スポーツセンター耐震化等整備工事4,052万円を計上するものであります。

次に、地方債の補正につきましては、スポーツセンター整備事業債で、限度額を2億3,480万円、償還期間を5年据置、30年以内に変更するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議長）

質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 長市議長）

これより、議案第42号 平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第3号）についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 長市議長）

お諮りします。

本日の日程はすべて終了しましたので、本日はこれにて散会し、来る7月31日午前10時より再開したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議長）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定しました。来る7月31日午前10時より再開いたします。

議員皆様方には、大変ご苦労さまでございました。

(「午前10時38分」散会)